



# 新潟県 支部だより

'79年3月15日  
No. 3 (春)

(財) 日本野鳥の会新潟県支部

## 満1周年を迎えるにあたって

支部長 加藤忠一

干支によって、その年の禍福をうらなったりある風習が根強くちまたに伝承されている。ちなみに未年は平和で、末広がる発展の年であるという。性温和な“ヒツジ”は緑の大地でもくもくとして草をはみ、農耕業の発展に寄与する生産的動物もある。ヒツジの未の字は“木”的上に“一”が加わって未となる。すなわち樹木がよく繁茂する形態を現わす。それは不斷に発展せんとする生命力をそなえていることを意味し、無限の可能性のあることを示している。

一部有志の方々の善意と真剣な努力が実を結び、新潟県支部が発足してから1年。文時どおり時流の速さにいっしゅん驚きかつたじろかざるを得ぬ感懷もある。かりに過ぐる1年は暗中模索、試行錯誤の1年であったとするならば、次の年は、ようやく前進躍進を開始するの年、いわばトンネルをぬけ出たS Lのハズミ車がフル回転し、越後平野をばく進する要の年である

どんな団体や組織であっても、その活動の成功を決定づける重要なファクター（要素）は、それに参加する人々の“和”と“協調”的精神である。もしそれらがかけていたならば、あてら砂上の楼閣を築くにひとしく、たちまち瓦解にいたることは火を見るより明らかである。県支部発足当時、わずか60名だった会員も今や100名にまで増加した。それは支部組織力の増大増加、将来における支部の繁栄の示唆であって文字どおり未広がりを意味している。

1979年は未年、全支部員が“協調”と、“和”ということを基調に、本年も県支部の明るい発展のため力を出し合い大いにがんばりましょう。役員一同も全支部員の手足となって全力投球したいと思っています。日本野鳥の会新潟県支部万才！

\*\*\*



# “野鳥のサンクチュアリ 今、日本につくるとき”

## 支部設立記念サンクチュアリ基金

50,200円集りました。

御寄付下さいました方々に厚くお礼申し上げます。事務局長渡部通が本部サンクチュアリ委員会に納入してきました。本部の塚本研究部長から支部会員の皆様によろしくとのことでした。

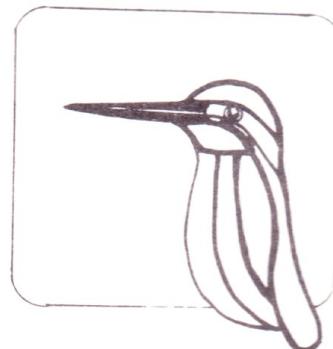
## “柏崎にミニサンクチュアリ誕生”

環境庁の2級鳥類観測ステーションに指定され、渡り鳥の標識調査に15年間貢献してきた柏崎市安政町・通称「悪田のあし原」に鳥類保護の立場から市の予算がつきました。

従って悪田のあし原は自然緑地として残され今後とも標識調査ができるようになりました。再三埋め立てられることにきまり、もう駄目かとあきらめましたが、自然保護に前向きの柏崎市政と一貫して保護を訴えつづけてきた日本野鳥の会柏崎グループの努力の賜物だと思っています。現在このあし原は隣接した工事現場のため水がかけて水鳥類は渡来しませんが、数年後には水を流す計画がありますので、水鳥も又帰ってくるでしょう。

この件につきまして、柏崎市長小林治助、同助役今井哲夫、市議会議員小林知亥の御三人には特別な御配慮を頂きましたことに厚く感謝申し上げます。とくに小林知亥さんには三宅衆議院副議長のもとまで交渉に行って頂き、再三にわたる行政等に対する話し合いも、また柏崎市植物友の会の幹部皆さんにも交渉していただき本当にありがとうございました。また悪田のあし原と深いつながりのある新潟県野生鳥獣生態研究会代表風間辰夫さんには、国会、柏崎市、柏崎市植物友の会へと足をはこんで頂き先輩に深くお礼申上げます。

柏崎市 小林 成光



## 探鳥会の結果報告

### ◎ 鳥屋野潟探鳥会

’78・11・11(土)～12(日)の2日間にわたり、親睦会、探鳥会が開かれました。  
11(土)、新潟市内の生命共済会館におい

て、懇親会、スライド発表、研修会等を中心に行ないました(野鳥の会本部から借用の16mm映写、常山秀夫氏のスライド)。

12日(日)、鳥屋野潟において探鳥会を開き、快晴のもとで36種の野鳥を確認しました。

## (参加者)

大島基、帆刈忠敏、小野島学、吉川吉枝、木下弘、宮越一俊、熊倉了一、小池重人、小松吉蔵、清野展、曾我信男、田中秀夫、千葉晃、常山秀夫、渡部通、山本明、山谷正喜、渡辺弘雄、渡辺範雄、修理総一郎、渡辺央、瀬尾澄子、武井恒美、栗林達彦、小林成光、小林きよみ、小林高臣、小林恭太、町田喜彦、末崎朗、藍次智之、武田誠、滝沢恵美子（以上33名）

## (確認鳥)

カイツブリ（5）、ハジロカイツブリ（5）、ゴイサギ（100±）、ダイサギ（7）、コサギ（5）、アオサギ（30）オオハクチョウ、コハクチョウ（275）、このうち標識鳥（5）、マガモ（多数）、カルガモ（30）、コガモ（多数）、トモエガモ（1）、ヨシガモ（♂5）、ヒドリガモ（6）、オナガガモ（30）、ハシビロガモ（♂1・♀6）、ホシハジロ（2）、キンクロハジロ（7±）、スズガモ（10）、ミコアイサ（♂2・♀6）、トビ（3）、チュウヒ（1）、ハマシギ（54）、ユリカモメ（100）、セグロカモメ（1）、ウミネコ（10）、キジバト（4）、ハクセキレイ（2）、モズ（3）、ツグミ（3）、カシラダカ（2）、オオジュリン（2）、カワラヒワ（3）、ハシボソガラス（5）、ハシブトガラス（1）  
（以上36種）

## ◎ 寺泊探鳥会

'79・2・4（日）、朝から悪天となり、波浪注意報が出たが、寺泊港付近の海岸で14種の野鳥を観察しました。

## (参考者)

竹内武、渡辺央、渡辺弘雄、丸山幹夫、帆刈忠敏、武井恒美、西沢一郎、小野島学、吉川吉枝、塚野金松、渡辺範雄、堀克弘、太田実、町田喜彦、熊倉了一、大島基、山谷正喜、千葉晃、本間隆平、加藤忠一、渡辺通、小林（22名）

## (確認した鳥)

ミミカイツブリ（1）、アカエリカイツブリ（1）、ウミウ（7）、ヒメウ（3）、オナガガモ（64）、クロガモ（7）、ウミアイサ（9）、トビ（3）、セグロカモメ（20）、オオセグロカモメ（7）、ワシカモメ（1）、カモメ（多数）、ウミネコ（220）、ウミスズメ（2）  
（以上14種）



鳥屋野潟探鳥会にて

## 探鳥会のお知らせ

全県レベルの探鳥会は年1回としています  
が、各地域の探鳥会は適時実施してはどうか  
という意見がありますので下記のとおりお知  
せします。

◎4月1日（日）上越市春日山一帯、午前9  
時までに春日山城跡に集合して下さい。

移動期のミヤマホオジロ、ベニマシコ等を  
観察する予定、小雨決行、昼食不要、参加費  
不要、12時頃解散。

（以上、詳細は上越市東城町3、

山本 明まで

TEL 0255(24)6881)

# 鳥獣保護法の解説 (1)

風 間 辰 夫

鳥獣保護法、くわしくは、鳥獣保護および狩猟に関する法律となる。昭和38年からこの名前となった（それまでは狩猟法）。これから何回かにわたり、我々日本野鳥の会会員が最低限知っておきたいことについてわかり易く説明する。おことわりしておくが、私が解説するのは、あくまでも一般論であって、その行為がそく違反となり、罰金や懲役刑、なるのではない。これらの刑に処されるのは刑事訴訟法にもとづき検察官の公訴の提起が必要となるので、その点は十分注意していただきたい。

では会員の皆さんがもっと多く目にふれる問題から解説していこう。

## ◎ 野鳥を飼育している行為

メジロ、ウグイス、コマドリ、オオルリ、ヒガラ、ホオジロなどをかごに入れて飼育しているのを見ると頭に入る方が多いと思う。これはどのようにになっているのかというと、まず飼育の目的を調べてみると大体（100パーセントといつてよい）愛がん用の飼養であるから、まず捕獲にあたっては、その種によって環境庁長官、都道府県知事の捕獲許可証が必要になる。法律上（ここでいう法律は鳥獣保護法）一応満20才以上であれば誰れでも許可申請できることになっている。新潟県の場合、知事の許可で捕獲できるのは、マヒワ、ウソ、メジロ、ヒバリ、ホオジロ、ヤマガラ、ウグイスの7種となっている（このうちヒバリ、ウグイスは環境庁長官の許可行為にせよという話もでている）。

しかしながら行政指導で誰れでも簡単に許可しているわけではない、限られた条件のもとに

許可しているわけである。

これに違反した場合、すなわち狩猟鳥獣以外の鳥獣（飼鳥のキンケイ、ギンケイなどは含まれない）を無許可で捕獲した場合は6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金となる。ちょっとふにおちないのは、狩猟鳥獣を登録を受けずに銃器で捕獲したり網やわな、その他法律で定める獵具を使用して捕獲した場合は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金となる。

ここで皆さんに変に思うのは保護鳥獣を捕獲した場合が罰則が軽るく、狩猟鳥獣を法に違反して捕獲した場合の方が罰則が重いことであろう。法律解釈は非常にむずかしく、弁護士、検察官、裁判官ともにそれぞれちがう解釈をするので、我々は軽るくこうだ、ああだと論すべきではないと思うのでこの辺でやめておく。

さて前の飼養行為を見たらどのようなことが我々会員にはできるだろうか。

まずオオルリの入っているかごを見つけたなら、そのかごに飼養許可証（捕獲許可は知事であっても環境庁長官であっても、飼養許可は全部知事の許可になるので念のため）がついているか見てみよう。ついていなかったら、その家の人に聞いてみる。もし不在だったら、表札で氏名を確認し、新潟県の場合であれば新潟市以外の場合は保健所に聞いてみる。「〇〇」はオオルリを飼っているが、許可があるのでどうかとたずねてみる。田舎へ行けば行くほど法律を知らないで飼っている人が多いわけである。

ここで困るのは「輸入鳥」であるといわれた場合である。もし輸入鳥であるなら輸入証明を見せてもらうことである。輸入鳥であれば飼養

許可証はいらないわけであり、あとは我々会員としては手も足もでないわけである。

もうひとつ困るのは○○にもらったといって自分が捕獲した鳥でもAだいやBだ、更にCだといって誰これが捕獲したかわからない場合がある。そのような場合は、当然飼養許可は発行されないのである。これは保健所に連絡し、その鳥を放鳥させる方法をとるべきであろう。

飼養許可証というのはあくまでも法12条の規定により捕獲した鳥獣に与えられるものであり、違反で捕獲したものには与えられることはありえない。

従って誰これが捕獲したか不明の場合は、検察官でも法13条の規定の無許可飼養の違反で罰することはできないのではないか。

これは最近の長岡市の連續えい児殺人事件（3

人殺した）でも、あとから見つかった古い死体については殺人罪の立証はむずかしいといわているのと同じようなものである。

だから保護鳥獣無許可飼養の現認報告書（違反報告書）の書き方は下記のようになる。

被疑者は狩猟鳥獣以外の鳥獣で、法第12条所定の許可を受けて捕獲したオオルリ○羽を新潟県知事の発行する飼養許可証と共にせずして、昭和54年3月15日甲野太郎の自宅において、飼養し（また甲に譲り渡し、乙から譲り受け等）たものである。

注①飼養許可は1ヶ年間に限られる。

②許可証は1羽または1頭ごとに必要とする。

③なお狩猟鳥獣は飼養許可を必要としない。

\*\*\*

## 各地の鳥だより

### ◎ 上越ブロック 担当 山本 明

キリアイ（1）78. 10. 1 中頸大潟町、  
ウズラシギ（2）、ヒバリシギ（1）、78.  
10. 2 場所同じ、ムナグロ（5）、ダイゼ  
ン（1）78. 10. 8 場所同じ、トモエガ  
モ（200+）78. 12. 27 中頸頸村大  
池、（なお昨シーズンは1,000+以上観察）  
ハヤブサ（1）、78. 12. 27. 中頸大潟  
町朝日池、オオタカ（1）、79. 1. 4と15  
日場所同じ、オジロワシ（2）、79. 1. 15  
場所同じ。上越市春日山ではミヤマホオジロが  
春季に必ず観察され、78. 4. 2に15羽+  
の記録がある。

### ◎ 中越ブロック 担当 大島 基

オオハクチョウ（16）、79. 1. 7 三

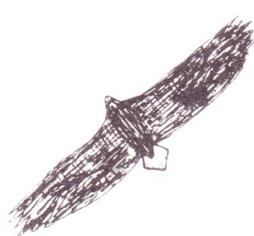
島郡与板町与板橋信濃川、カワアイサ（6）

79. 1. 10 場所同じ、オジロワシ（1）

79. 1. 14 場所同じ（以上観察者 渡辺  
弘雄）

タゲリ（21）79. 1. 16 長岡市長生  
橋中州、ホオジロガモ（37）79. 1. 6

長岡市信濃川藏王橋、カワアイサ（16）、  
79. 1. 11 長岡市長生橋下流、アオサギ  
(15)、79. 1. 12 場所同じ、オオタ  
カ（1）同上、カワアイサ（35）、オジロワ  
シ（1）、アビ（1）、カワセミ（1）以上  
79. 1. 25 （以上観察者 渡辺 央）



オジロワシ（1）、カワアイサ（♂・♀5）  
79. 1. 26 長岡市信濃川長生橋（以上観察者・大島 基）。

コハクチョウ（5）、78. 12. 中旬 三島郡三島町（観察者 太田 実）オオハクチョウ（72+）、79. 2. 3 長岡市八丁沖（観察者・武川 恒美）アトリ（50,000+）  
79. 2. 5 三島郡寺泊町（観察者・竹内 武）

### ◎ 下越ブロック 担当 小野島 学

マガソ（3）、79. 1. 28 水原町瓢湖、アメリカコガモ（5）、同上（観察者 町田喜彦）

コハクチョウ（20+）、78. 12. 中旬 新津市覚路津、ミソサザイ（1）、78. 12. 25 新津市秋葉山（観察者・熊倉了一）、ヒシクイ（1,000）、78. 1. 28 豊栄市福島潟、トモエガモ（1,500）、同上、オジロワシ（1）同上、タゲリ（20）、同上、（観察者・本間隆平）、オジロワシ（1）、  
79. 1. 28 新潟市佐潟（観察者・武井恒美）、タゲリ（20+）、78. 12. 27 北蒲聖籠町蓮潟、コミミズク（1）、同上、シメ、78. 12. 31～79. 1. 2 東蒲津川町、シジュウカラ（2）、コガラ（30+）  
ヒガラ（5）、アオゲラ（2）、コゲラ（2）、79. 1. 4 東蒲津川町三郷、ノスリ（1）、79. 1. 26 北蒲聖籠町蓮潟（以上観察者・渡部通）

ハジロカツツブリ（1）、ダイサギ（1）、コサギ（1）、アオサギ（5）、ヒシクイ（8）、オオハクチョウ、コハクチョウ（72）、マガモ（多数）、コガモ（多数）、カルガモ（多数）、ヨシガモ（♂3・♀6）、ヒドリガモ（♂2・♀1）、オナガガモ（10±）、ハシビロガモ（1）、ミコアイサ（4）、トビ（4）、ユリカモメ（80±）、セグロカモメ

（3+）、カモメ（5）、ウミネコ（1）、キジバト（1）、ハクセキレイ（1）、ツグミ（1）、アオジ（1）、ムクドリ（10+）、ハシボソガラス（2）

79. 1. 28 鳥屋野潟（以上観察・千葉晃）

### ◎ その他地域 担当 風間 辰夫

オジロワシ（1）、79. 1. 22 卷町角田浜 オジロワシ（1）、79. 1. 30 卷町角田浜（観察者・修理惣一郎）

オジロワシ（1）、79. 2. 12 福島潟、オカヨシガモ（♂1）、同上（観察者・風間辰夫）、オジロワシ（1）、79. 2. 12 川口町・魚野川、クサシギ（4）、79. 2. 5 カワアイサ（49）、セグロセキレイ（36）、同上、（観察者・風間・小野島・曾我）



## 新入会員の紹介

下記の方々が新会員となりましたのでよろしくお願ひします。

- |   |  |
|---|--|
| (81) 東京都北区中里 2-7-3 関根様方<br>学生 川村研治 S 32. 5. 9   | 学生 山田 清 S 37. 1. 19  |
| (82) 新潟市五十嵐2の町8426 ひまわり荘<br>学生 町田喜彦 S 32. 2. 13 | (89) 新潟市五十嵐1の町6308~3 清水荘<br>学生 箕口秀夫 S 34. 3. 20            |
| (83) 新津市塩谷731 公務員 堀 克弘<br>S 35. 2. 16           | (90) 西蒲原郡巻町馬堀白山町<br>団体職員 修理惣一郎 S 29. 4. 13                 |
| (84) 千葉県野田市上花輪1498 北城昭夫                         | (91) 中頸城郡妙高々原町田口852<br>公務員 岸本茂徳 S 30. 8. 27                |
| (85) 小千谷市大字南荷頃3072~12<br>公務員 間野 栄               | (92) 新潟市礎町通り上1の町1929、第一<br>礎アパート3号、司厨士 姉崎幹夫<br>S 26. 2. 15 |
| (86) 長岡市関原町1丁目1665<br>会社員 太田 実 S 4. 2. 15       | (93) 新潟市関屋浜松町151<br>会社員 高橋秀恵 S 31. 1. 21<br>(以上2月20日現在)    |
| (87) 刈羽郡刈羽村大字油田1750<br>会社員 丸山幹夫 S 31. 5. 22     |  |
| (88) 新潟市鏡ヶ岡3-3                                  |  |

## 事務局からお知らせ

立春が過ぎて、各地からの鳥だよりも多数事務局に到着しています。漂鳥、夏鳥とこれからなじみの野鳥たちもどんどん現われることでしょう。支部が設立されて、早いものでもう1年になろうとしています。その間、役員一同ひたすら支部を発展させようと、又急激にふえつつの会員皆さんに対して、いかにして運営していったらよいのか、色々考えて参りました。

今後ともよろしく御指導・御助言をお願い申し上げます。

◎各地の鳥だよりをお寄せ下さい。

ハガキ、デンワでけっこうです。写真もあれ

ば一番いいです。

◎昭和54年度の会費を納入お願ひいたします。

会費は1,000円です。

◎発足当時、60余名の会員も100名になろうとしております。

◎3月25日、長岡市「けさじろ荘」で役員会を開き、昭和54年度の予定等について話し合います。

◎総会をかねた探鳥会、親睦会を4月下旬に開催予定。（近くお知らせ）

◎4号は5月中旬〆切、6月上旬的行の予定

支部だより №.3 (春)

1979年3月15日

日本野鳥の会新潟県支部

〒959-44

新潟県東蒲原郡津川

町三郷乙1193

渡部 通方

TEL 02549(2)2956・5045

振替新潟 6002

編集担当 風間・小林